

外国人材の活躍と
定着を後押し!

豊のくに
愛媛あふれる
愛媛県

主催：愛媛県

受講無料
300名
先着順

オンラインで
平日の夜、
土日開催

N5～N3相当
取得者向け
3つの
コース
※裏面に詳細あり

愛媛県内の企業で働く外国人材とその家族向け

日本語学習支援 事業開始!

愛媛県では、企業で働く外国人材や、その家族の方の日本語力向上のために、オンラインで学べる日本語学習支援を実施します。申し込みは企業が行い、その企業で働く外国人と家族が受講できます。受講状況や日本語学習のポイントなども随時アドバイス。外国人材の日本語力向上はもちろん、企業も日本語学習について理解を深めることができるプログラムとなっています。まずは事業説明会にご参加ください。

事業説明会を下記の日程で行います!

開催日

8/20(水)

オンライン 10:00～11:00

8/22(金)

オンライン 10:00～11:00

参加対象

愛媛県内で外国人材を
受け入れている
企業の経営者及び
人事担当者など

説明会の内容

- ① 新しい育成就労・特定技能制度
における日本語要件
- ② 事業概要、参加メリット
- ③ 各日本語教育コースの紹介
- ④ 事業参加の流れ
- ⑤ 企業担当者へのお願い

説明会申し込み方法

専用ホームページで詳細をご確認の上、
申し込みフォームより申し込みください。
<https://nihongo-learning.pref.ehime.jp/>



◆ 事業説明会に参加できない方

締め切り **9/3(水)**

個別に事業内容の説明をします。公式WEBの内容を十分に確認いただき、
下記の問い合わせ先までご連絡ください。

本事業は、アビリティー・内定ブリッジ共同企業体が愛媛県から受託した事業です。

アビリティーセンター株式会社 × NAITEIBRIDGE

お問い合わせ先
(受託事業者)

アビリティーセンター株式会社
グローバル採用チーム 【担当】王、ハミルトン
愛媛県新居浜市坂井町2-3-17 新居浜テレコムプラザ7F

TEL. 090-1003-5582

✉ ehime-nihongo-support@abi.co.jp

— オンライン日本語学習コースの概要 —

本研修では、A1・A2・B1等それぞれのレベルにある外国人材の日本語力を次のレベルに高めることを目標としています。
(受講申し込み時にレベルチェックテストを行い、コースを決定します。)

1 Bリーダークース



到達目標
B1.2～B2.1レベル



対象の受講生
JLPT N3に合格している
長期就労の希望と企業からも推薦がある



定員
30名
15名×2クラス



実施形態
オンラインライブ研修
90分×40回(週2回)

受講メリット

- JLPT N2の学習が開始できる
- 仕事や生活の場面を想定しながら、語彙や文法を学ぶことができる

2 A1・A2スタンダードコース



到達目標
A2レベル



対象の受講生
JLPT N5～N4
相当の日本語能力を持つ
長期就労の希望と企業からも推薦がある



定員
240名



実施形態
動画学習とオンラインライブ研修のハイブリッド
週1回90分(20回)の講師によるライブレッスンあり

受講メリット

- 動画は1本 約10分、すきま時間に学習可能
- 動画視聴は、パソコン・タブレット・スマートフォンいずれでも可
- オンラインライブ研修で講師に質問やアウトプットができる

3 プレA1家族コース



到達目標
A1レベル



対象の受講生
● 長期就労を目指す
外国人材の家族
● 生活に必要な
最低限の日本語を学んでいる



定員
30名



実施形態
動画学習とオンラインライブ研修のハイブリッド
週1回90分(20回)の講師によるライブレッスンあり

受講メリット

- 動画は1本 約10分、すきま時間に学習可能
- 動画視聴は、パソコン・タブレット・スマートフォンいずれでも可
- オンラインライブ研修で講師に質問や他の受講生と交流できる

育成就労制度および特定技能制度で新たに要件化されることが見込まれる日本語レベルを想定したカリキュラムとなっています。
利便性を重視しつつも、修了率を保ち学習効果を最大化するために、受講生のレベルに合わせた3つのコースを設定します。

2027年4月以降の育成就労制度、特定技能制度で新たに要件化されることが見込まれる日本語レベルと、日本語教育の参照枠、日本語能力試験(JLPT)との相関は次のとおりです。

育成就労開始時の基準

A1 [N5相当]

育成就労修了時、
特定技能1号開始時の基準

A2 [N4相当]

特定技能2号開始時の基準

B1 [N3相当]

さらに人材定着の観点から、永住申請が可能な特定技能2号評価試験などを参照すると、求められる日本語レベルは実質的にB2(N2相当)となっている業種が多くあります。

詳しい内容は事業説明会にてご案内します。ぜひご参加ください。